

住之江支援学校いじめ防止基本方針

大阪府立住之江支援学校

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条には、「『いじめ』とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

「一定の」人間関係とは、学校の内外問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人間関係を指す。

2 本校の基本方針

上記の定義を基に、本校では全教職員がいじめはもちろん傍観する行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも親身になって相談に応じる。また児童生徒一人ひとりを尊重し、自立と社会参加を実現するために「住之江支援学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組む。基本方針のポイントとして、具体的に以下の3点をあげる。

- (1) 教職員向けに人権教育研修会を開催する。またアンケート等の実施により児童生徒の状況を認識し、生徒の変化に素早く対応できるよう意識の向上に努める。
- (2) 未然防止や早期発見のため、日頃より児童生徒の学校での様子に目を配るとともに、日々の情報交換や個人懇談を実施する。
- (3) 家庭とは連絡帳でのやり取りや電話連絡などで関係づくりに努め、情報収集をする。

3 いじめ防止のための組織

- (1) 名称 「いじめ対策委員会」

- (2) 構成員

校長、教頭、首席、中高生徒指導主事、支援部長、養護教諭、
人権教育推進委員長、学部主事、

※事案に応じて、当該学年主任、当該担任、必要に応じてクラブ顧問も加わる。

- (3) 役割

【未然防止】

- ・学校いじめ基本方針の策定と見直し。
- ・いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う。

【早期発見・事案対処】

- ・いじめに気付くため家庭や地域、関係機関と連携し、いじめに気付くネットワークを拡げる。
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携を図る。

【住之江支援学校いじめ防止基本方針に基づく各種取り組み】

- ・本いじめ防止基本方針に基づく各種取り組み具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・本いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
- ・本いじめ防止基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、住之江支援学校いじめ基本方針の見直しを行う。

(4)開催

年2回定例開催・事案発生時、随時開催

4 年間計画

学校いじめ防止基本方針に沿って、以下の通り実施する。

住之江支援学校 いじめ防止 年間計画		
時期	学校全体	関連する学校行事等
前期	「住之江支援学校いじめ防止基本方針」のHP 更新 「いじめアンケート」実施 いじめ対策委員会	教職員人権研修会 非行防止教室 薬物乱用防止教室 性に関する指導
後期	「いじめアンケート」実施 いじめ対策委員会	教職員人権研修会 法律講座 スマホ携帯安全教室

5 取組状況の把握と検証（PDCA）

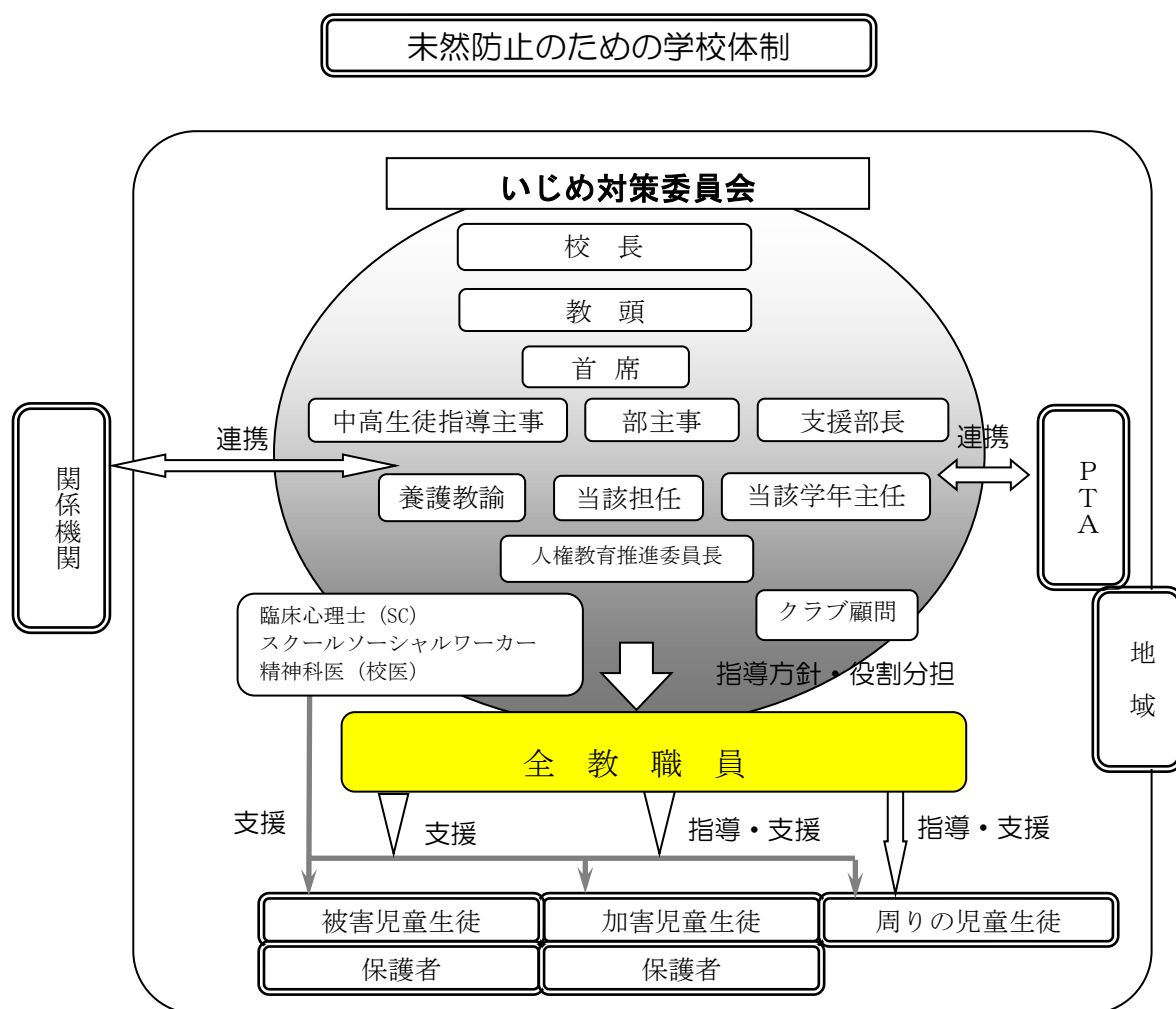
いじめ防止等の取組の実施状況を教育自己診断アンケートの評価項目に位置付けるとともに、いじめ対策委員会を必要に応じて開催し、未然防止の取組が計画どおりに進んでいるか、いじめを発見した時には適切に対処できているか検証し、PDCAサイクルの活用を図る。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめは、どの児童生徒にも起こりうるもので被害者にも加害者にもなりうるという事実をふまえ、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための取り組みを全教職員で行う。教育・学習の場である学校自体が、人権尊重を徹底し、人権に関する理解や人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間、自立活動のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして組織の中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが重要である。



2 いじめ防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して児童生徒・保護者からのいかなるサインも見逃さない報告・連絡・相談体制を徹底する。その際、学級担任・学年主任→学部主事・中高生徒指導主事・支援部長→首席→

教頭・校長への伝達がその発覚当日、児童生徒の下校までに完結するよう徹底する。

- (2) いじめが生起する背景をふまえ、指導上の注意としては、普段より児童生徒の生活背景や障がい特性への理解を校内で共有しておく。わかりやすい授業づくりを進めるために個別の教育支援計画に基づく各教科の適切な個別の指導計画を策定する。学習段階ごとに授業クラスを分け、「わかる」「できる」授業づくりを行い、児童生徒一人ひとりが活躍できる集団づくり作りをすすめる。
- (3) いじめに向かわない態度・能力を形成するために、自他の存在を認め合い、尊重しあえる態度を養うことや、児童生徒が円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。日々の教育活動や総合的な学習の時間、特別活動、道徳の時間、自立活動等の授業での人間関係の形成（他者とのかかわりの基礎、他者の意図や感情の理解、自己の理解と行動の調整、集団への参加の基礎）に関することを通して、指導・支援を実施・継続し「お互いを認め、お互いを助け合う」という人権尊重の教育を進める。
- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取り組みとして、児童生徒会活動や学級役員、各種委員会・係活動を通して各自の役割に取り組むことにより、一人ひとりが活躍できる場を作る。学校行事や公開授業等への保護者や地域と関わる機会を設ける。
- (5) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成を念頭に置き、児童生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、非行防止教室や法律講座などを開講し、人権教育に関する取り組みを行い、それぞれが固有にもつ基本的人権と命の尊さについて学ぶ機会を設け、善悪の判断力、自分自身を守る術を身につける。
- (6) ストレスに適切に対処できる力を育むために、常日頃より児童生徒が教職員に気軽に相談できる信頼関係の構築に努め、保護者や地域・関連機関との連携し、多面的に支援を行う。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができなかったりすることが多い。また、児童生徒が思いをうまく伝えたり訴えたりすることが難しかったりするなどの状況で、いじめにあっている場合は、匿名性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構造に気付く不快洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められる。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として「いじめに関するアンケート」を年間3回実施し、各児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。また年度初めや学期末に懇談を実施し、本人・保護者からの意見を聞く機会を設ける。
- (2) 日々の連絡帳や電話連絡を通して保護者との情報交換を密に行い、実態把握に

努め、いじめに関して相談できる体制を構築する。また、個人懇談の実施によって、児童生徒の状況を把握する。

(3) 必要に応じて、学校医や臨床心理士（SC）等と連携し、教育相談を実施する。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった児童生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切な取り組みである。近年の事象を見ると、いじめを行った児童生徒自身が、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にあるなど、深刻な課題を有している場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何よりいじめた児童生徒の反省の態度に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができる考える。そのような事象に関係した児童生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、早い段階からの的確に関わる。児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は真摯に傾聴する。その際、被害生徒や通報した児童生徒の安全を守る。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任、生徒指導主事、学部主事等に報告し、即座にいじめ防止対策のための組織「いじめ対策委員会」を開催し情報共有を行う。その後は当該組織が中心となって、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取り、事実の有無及び経緯の確認を行う。
- (3) 被害・加害の保護者への連絡については家庭訪問等により直接会って、丁寧に行う。

3 重大事案への対処

「生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑い」があった場合、また「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があった場合

- (1) いじめ対策委員会を開き、速やかに事実関係の調査を行う。
- (2) いじめが認知された場合、管理職より教育委員会に報告し、相談する。またいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められた場合は被害生徒を守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。
- (3) 加害・被害生徒の保護者へ家庭訪問等により直接会って説明する。具体的な対応については、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」（大阪府）を参考にして、外部機関とも連携する。
- (4) マスコミ対応については教頭を窓口とし、対応を一本化する。
- (5) 必要に応じて、保護者説明会を開催する。

4 いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

いじめられた児童生徒が落ちついて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童生徒に寄り添い、支える体制を作る。その際、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。また、状況に応じて学校医や臨床心理士（SC）の協力を得て対応を行う。

5 いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる児童生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた児童生徒への指導にあたっては、いじめは人を傷つけ、時には生命を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。その指導にあたり、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じて臨床心理士（SC）の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

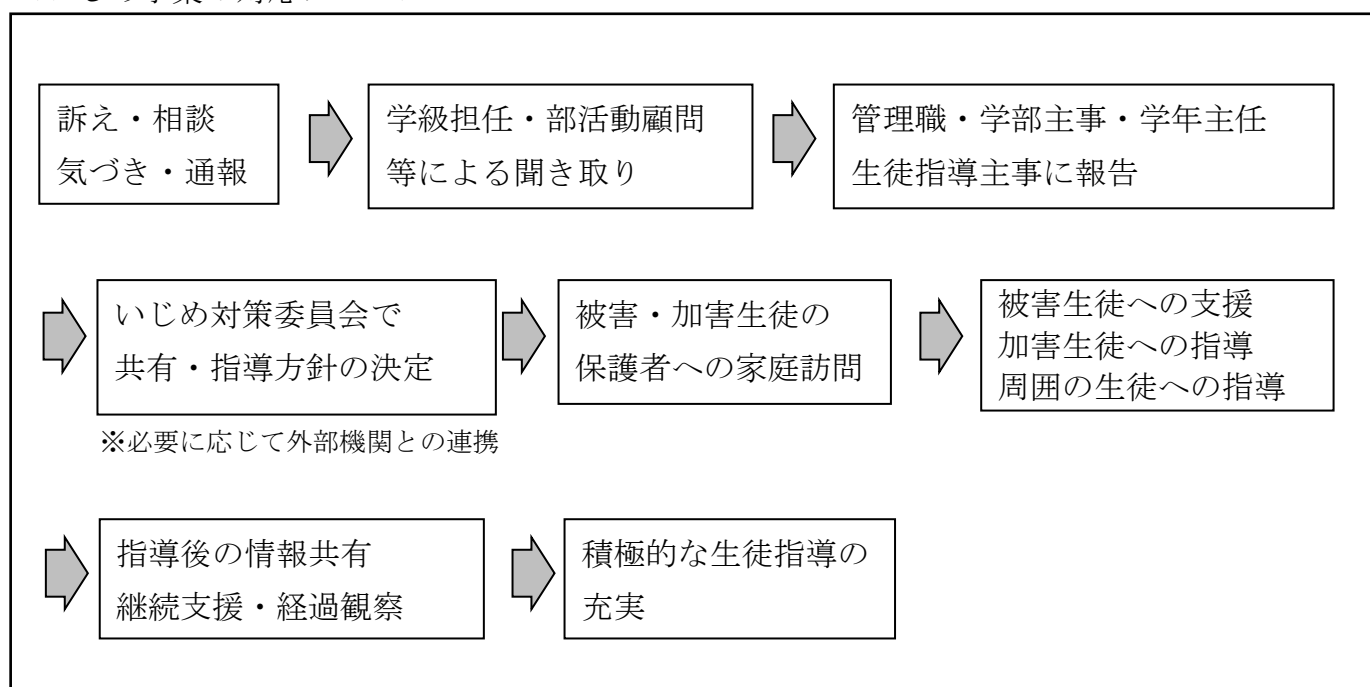
6 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのためまず、いじめに関わった児童生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。
「観衆」や「傍観者」の児童生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童生徒に徹底して伝える。
- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化する。また、いじめに関わった児童生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童生徒への対応のありかたを見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動、自立活動を活用し、児童生徒のエンパワメントを図る。その際、臨床心理士とも連携する。運動会や学校祭、宿泊学習、校外学習等は児童生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会と捉え、児童生徒が意見の異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

7 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、児童生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童生徒の意向を尊重するとともに、当該児童生徒・保護者の精神的ケアに努める。また書き込みの削除や書き込んだ物への対応については必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携を図る。
- (3) 情報モラル教育を進めるために、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

<いじめ事案の対応フロー>



8 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。（相当の期間：少なくとも3ヶ月を目安）

- (2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分

にあり得ることを踏まえ、教職員は当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察を行う。